別表二十八中、次の表に掲げるものを削除する。

［**別表二十八**　美馬市脇町南町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	美馬市脇町大字脇町字突抜町六八
付属屋	一棟	美馬市脇町大字脇町字突抜町二三―一
主屋	一棟	美馬市脇町大字脇町字突抜町八―一
付属屋		

○文部科学省告示第四十五号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成二年文部省告示第三十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表中、次の表に掲げるものを削除する。

［**別表**　函館市元町末広町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	函館市元町三二番三号
主屋	一棟	函館市元町三二番三号
土蔵	一棟	函館市元町三二番三号
塀	一棟	函館市元町三二番三号

○文部科学省告示第四十六号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成四年文部省告示第三十三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　有田町有田内山伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	有田町上幸平二丁目八四五番地二
主屋	一棟	有田町上幸平一丁目一二一四番地六
主屋	一棟	有田町上幸平一丁目一二一四番地六
主屋	一棟	有田町上幸平一丁目一二一四番地六

○文部科学省告示第四十七号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成九年文部省告示第百三号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表一中、次の表に掲げるものを削除する。

［**別表一**　若狭町熊川宿伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	若狭町熊川一九―一七
廊下		

○文部科学省告示第四十八号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十年文部省告示第七十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表三に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表三**　室戸市吉良川町伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	室戸市吉良川町甲二一四三―三
主屋		

○文部科学省告示第四十九号

地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第四十九条の九の規定に基づき、平成二十三年一月一日現在の同条に規定する文部科学大臣が定める家屋について、平成十一年文部省告示第八十七号（地方税法施行令の規定に基づき、文化財保護法施行令に規定する伝統的建造物を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十三年三月二十八日

文部科学大臣　髙木　義明

別表一に、次の表に掲げるものを追加する。

［**別表一**　恵那市岩村町本通り伝統的建造物群保存地区関係］

種別	員数	所在地
建築物	一棟	恵那市岩村町二〇八―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町二〇九―三
土蔵	一棟	恵那市岩村町二二〇―一
土蔵	一棟	恵那市岩村町二五三―七
土蔵	一棟	恵那市岩村町三五〇―四、三五二―六、三五二―一一、三五二―一二
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四七
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四七
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四七
土蔵	一棟	恵那市岩村町三四七
主屋	一棟	恵那市岩村町三四九
土蔵	一棟	恵那市岩村町二六一―一
土蔵		恵那市岩村町三〇八